

令和6年度
監 査 年 報
—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局
令和7年 10 月



目 次

1 令和6年度監査実施状況	1
(1) 財務（定期）監査	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）・	1
イ 小学校・中学校・公民館の監査	12
(2) 行政（重点）監査	16
ア 重点テーマ	16
イ 監査対象	16
ウ 監査結果	17
(3) 随時監査	18
ア 工事監査	18
(4) 財政援助団体等監査	18
ア 出資団体監査	18
イ 指定管理者監査	19
(5) 決算審査	22
ア 令和6年度平塚市公営企業会計決算意見について	22
イ 令和6年度一般会計・特別会計決算意見について	24
(6) 財政健全化審査	27
ア 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について	27
イ 健全化判断比率審査の結果	27
ウ 資金不足比率審査結果	28
(7) 現金出納検査	28
ア 現金出納検査の結果	28
2 住民監査請求	29
(1) 令和6年度住民監査請求事例	29
(2) 年度別請求件数等（過去5年間）	33
(3) 請求事案及び処理結果（過去5年間）	33
3 監査の体制	34
(1) 監査委員	34
(2) 監査委員事務局	34

1 令和6年度監査実施状況

平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して、次のとおり監査を実施した。

（1） 財務（定期）監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4～9月）は令和5年度分、後期（10～3月）は令和6年度分とした。
- ・小学校及び中学校における予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理事務並びに公民館における財産管理事務の現地調査及び監査については、9～10月に実施した。

ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

（ア） 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
市長室	秘書課、広報課	令和7年1月30日
企画政策部	デジタル推進課、資産経営課	令和6年6月27日
総務部	納税課、市民税課、固定資産税課	令和6年6月27日
産業振興部	商業観光課	令和7年2月19日
公営事業部	事業課	令和7年1月30日
市民部	人権・男女共同参画課	令和6年5月31日
福祉部	福祉総務課、生活福祉課	令和7年2月19日
健康・こども部	保育課、青少年課	令和6年11月28日
環境部	環境施設課	令和6年5月31日
まちづくり政策部	交通政策課	令和6年11月28日
都市整備部	建築住宅課	令和7年2月19日
土木部	土木総務課	令和6年11月28日
	下水道経営課（企業）、下水道整備課（企業）	令和7年3月24日
行政委員会等	議会局	令和7年1月30日
	選挙管理委員会事務局	令和6年12月26日
教育総務部	教育総務課	令和7年1月30日
学校教育部	教育指導課、教育研究所	令和6年5月31日
社会教育部	社会教育課、博物館	令和6年12月26日
市民病院	経営企画課、病院総務課、医事課	令和6年4月26日

（注1）網掛け…財務に関する事務で、指摘又は要望事項があり、措置内容があるもの

（注2）下線…財産の管理事務（備品や施設等）で、指摘事項等の記載があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項 (財務や財産に関する事務で、文書により公表したもの)

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切を欠くと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
要望事項	要望又は付言をする必要があると認められる事項 ただし、改善を求める事項が監査対象部課にとどまらず他部課にも関連する場合、その事務を総括する部課に対し要望事項として全体的な対応を求める

- ・財務や財産に関する事務の執行について、次の記載以外の課（要望事項を受けた課も含む。）については適正に行われているものと認められた。

○ 市民病院 経営企画課、病院総務課、医事課 (令和6年4月26日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 土地・公舎の賃貸借契約において、月の途中で退職した職員の公舎入居料について、給与控除額の確認漏れにより、還付手続きがされていなかった。 事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 給与控除については、毎月月初めに病院総務課の各担当者が計算した金額を職員課へ報告し、職員課が給与計算システムに入力を行い、給与控除後に職員課から「控除報告用紙」で控除した金額について報告があります。控除後に、「控除報告用紙」の確認がなされていなかったことが原因です。 また、今回の事案では入居者の突然の退去により職員課への報告期限間近で控除金額変更を行うことになりました。庁内ネットワークシステムによる所定の方法で情報伝達を実施しましたが、変更の対応状況についての確認ができていませんでした。 今後の事務処理において、職員課から送付される「控除報告用紙」を担当者にて確認し、報告した金額と控除金額を確認できる体制を整えます。 併せて、職員課への報告後に内容につ

	いて変更を生じた場合は、きめ細やかなやり取りを行い報告内容の修正確認を行う運用に変更します。
--	--

○ 市民部 人権・男女共同参画課（令和6年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (要望事項) (1) 生活改善事業資金貸付金の返還において、債務者による納付が長期間なされないものがある現状を踏まえ、「平塚市債権管理指針」に基づき債務者の資力や生活の状況などに応じた適切な対応を図られたい。 また、同事業において、様々な事情により納付が困難となった債務者に係る県への償還については、その償還の免除や軽減など、市の負担軽減につながる検討を他市町村と連携して県に働きかけることを望むものである。	(1) 債務者による納付が長期間なされない生活改善事業資金貸付金の返還については、「平塚市債権管理指針」を踏まえ、滞納者の状況に合わせた適切な対応を、引き続き検討してまいります。また、県に対する償還免除等の働きかけについては、他の自治体の状況確認と併せ、当該事業に係る県が行うヒアリングの機会等で申し入れをしてまいります。

○ 環境部 環境施設課（令和6年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、粗大ごみ破碎処理場ごみ手数料徴収事務について、納期限設定に係る適用規則に誤りがあった。 契約事務において、粗大ごみ破碎処理場管理運営委託業務について、随意契約で執行した理由が不適切であった。また、指名競争入札に付す場合は3者以上を指定しなければならないところ2者で行っていた。 契約事務については、前回監査においても指摘事項があったことから、財務事務全般について平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、職員への徹底を図るとともに、組織としてのチェック体制を構築するなど、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 粗大ごみ破碎処理場のごみ手数料徴収事務について、今後は納期限の設定を含め、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づくよう規則に則った手続きを徹底いたします。 契約事務について、前回監査に引き続き指摘事項があったため、あらためて執行する財務事務全般に関し、処理方法及び根拠法令等を確認しました。今後は財務研修等を活用し、継続的に職員の知識習得に取り組むとともに、決裁時の内容確認を強化し、事務処理の適正化を図ります。

○ 学校教育部 教育指導課（令和6年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 収入事務において、補助金の交付決定に係る調定処理を行っていなかった。 平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（1） 平塚市財務規則等の再確認を行った上で、補助金の交付に係る流れや必要な事務処理を課内に周知し、交付決定後速やかな調定処理を行えるよう、情報共有を徹底します。

○ 学校教育部 教育研究所（令和6年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 支出事務において、教育会館の維持管理に係る保険料について、支出科目の誤りがあった。 平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（1） 支出科目の振替・更正処理を行いました。また、保険料以外の案件についても適正な支出科目を改めて確認しました。今後、支出科目の誤りが発生しないよう財務書類決裁時の確認を徹底してまいります。

○ 企画政策部 デジタル推進課（令和6年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（1） 個人情報取扱特記事項に基づく報告漏れを防ぐため、契約時に従前より提出を必須としている届出書に、個人情報取扱特記事項に規定の報告も兼ねるよう、様式の変更を行いました。 また、指摘があった事項を踏まえて課内で共有している契約事務のマニュアルを更新し、課内職員に周知することで、再発防止に努めます。

○ 総務部 納税課（令和6年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 収入事務において、納期限の設定誤りがあった。	（1） 納入通知書に指定する納入期日は、平塚市財務規則第41条に則り、納期限を2週間以内に設定しなければならないことを課内全体で再確認いたしました。 納入通知書の作成にあたっては、担当職員2名による二重確認を行うなど、チ

(2) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。また、契約書に改訂前の個人情報取扱特記事項を添付していた。 平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	エック体制を強化します。 (2) 契約事務に際し、契約書類が最新のものであることを確認するとともに、契約書類の条項を担当職員2名による二重確認を行うなど、チェック体制を強化します。
--	--

○ 総務部 市民税課（令和6年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 個人情報取扱特記事項に基づく報告について、報告様式を作成しました。今後契約する受注者に対して、当該様式により報告するよう契約時に求めます。

○ 総務部 固定資産税課（令和6年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 契約約款及び個人情報取扱特記事項についての認識不足が、今回の各種報告書類の提出漏れの原因となったことから、朝礼や資料により内容を周知、再確認し、契約における個人情報に関する項目について、職員の理解を深めました。また、防止策として約款等に基づく必要提出書類等を網羅したチェックリストを作成しました。今後、契約事務手続きの際にはこのチェックリストを用いて、契約内容に応じた書類の要否を確認し、適正な事務執行に努めます。

○ 健康・こども部 保育課（令和6年11月28日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 支出事務において、保育料徴収委託事務における私人徴収委託の告示文書に根拠法令の誤りがあった。 （２） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（１） 私人徴収委託を行う事業について根拠法令の見直しがあった際は、情報の見逃しをなくすよう、複数の担当者で意識して対応することを徹底します。 （２） 課内全員で個人情報の保護に関する条例等を再確認した上で、各事業を複数名体制で管理し、今後は報告漏れのないよう適正運用を徹底します。

○ 健康・こども部 青少年課（令和6年11月28日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 契約事務において、青少年会館施設管理委託業務における第三者委託について、書面による報告を求めていなかった。 平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（１） 契約事務の執行にあたり、契約内容を十分に確認し、平塚市契約規則等に基づいた処理を実施します。併せて複数の職員によるチェックも実施します。 今回指摘のありました業務の一部の再委託については、契約内容に基づき、書面による手続きを速やかに実施しました。

○ まちづくり政策部 交通政策課（令和6年11月28日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 収入事務において、国庫支出金の交付指令に対する調定手続きを行っていなかった。 （２） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場	（１） 国庫支出金は、交付申請に基づく交付決定を受け、その後、実績報告を経て交付額の確定通知がされますが、交付決定を受け次第、調定手続きを行うことを担当内で意識共有しました。 なお、交付額の確定通知時に、交付決定に伴う調定手続き処理の再確認をしており、今後も継続していきます。 （２） 放置自転車委託業務において、現場代理人届の報告はあったが、個人情報取扱

所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。 関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	特記事項の必要事項をすべて満たすものではありませんでした。 適正な措置を講じるため、担当内で契約事務の手続きを確認し共有するとともに、委託事業者に対しては特記事項の内容の理解を求め、必要事項を報告するよう指示しました
---	--

○ 行政委員会等 選挙管理委員会事務局（令和6年12月26日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。 その他 (要望事項) (1) 各種選挙における投票率の低下は、本市のみならず全国的な課題となっていてあるところである。そうした中、投票率向上のため様々取り組んでいることは理解するところだが、中高生を含む若年層に対しては、特に創意工夫をこらし、対象世代が興味をひく取組を積極的に実施されたい。また、投票所とする施設のバリアフリー化など投票環境の改善に向けては、庁内関係各課が一体となって検討を進められたい	(1) 今後、契約事務の際は、個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、受注者からの提出書類に漏れが無いよう再発防止に努めます。 その他 (要望事項) (1) 若年層の啓発活動については、対象世代への主権者教育のより一層の普及を含め、若年層の興味を引くような取組となるよう、他自治体や県選挙管理委員会等の取組にも注視し、関係機関との協力も進めていきます。 また、投票環境等の改善については、都度変化する投票所環境の把握及び庁内関係各課との情報共有等により、取り組んでまいります。

○ 市長室 広報課（令和7年1月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、その他歳入について、納付書によらなければならないところ、納入通知書で収入していた。 契約事務において、広報紙作成用コンピュータの賃貸借について、規則に定められた期間内に契約を締結して	(1) 収入事務においては平塚市財務規則の確認不足が原因であり、契約事務においては平塚市契約規則の確認不足が原因であったため、担当者のマニュアルに適用条項を含めて正しい事務手順を記載し、適正な事務の執行に努めます。

いなかった。 平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	
--	--

○ 公営事業部 事業課（令和7年1月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、売店賃貸料に係る納期限の設定誤りや売店使用料に係る督促状の未発送があった。 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。 なお、収入事務における指摘が続いていることから、課内での情報の共有を図るとともに、担当者及び決裁者による確認体制を強化し、関連規程等に則り事務が適切に履行されるよう指導を徹底されたい。	(1) 売店賃貸料に係る納期限の設定誤りについては、法令、条例、規則などに納期限の定めがない場合、納期限は通知の日から2週間以内にしなければならないことを課内全体で再確認しました。また、納入通知書の作成にあたっては、職員2名で納期限が適切に設定されているか確認を行い、適正な事務執行に努めます。 売店使用料に係る督促状の未発送については、納期限までに完納しない者があるときは、遅くとも納期限後30日以内に文書で督促状を発しなければならぬことを課内全体で再確認しました。また、事務マニュアルに督促状の取扱いを記載し、適切な事務執行に努めます。 個人情報取扱特記事項に基づく報告漏れについては、個人情報を取り扱う場所、責任者及び業務に従事する者を定め、書面により報告しなければならないことを課内全体で再確認しました。また、職員2名で提出書類に漏れが無い確認を行い、適正な事務執行に努めます。

○ 産業振興部 商業観光課（令和7年2月19日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、吉沢ハイキングコース径路修繕について、工事請負契約約款に定める報告書の提出漏れが複数あった。 平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 工事請負契約約款及び平塚市契約規則について改めて確認し、必要な手続きを担当内に周知しました。 また、事務担当者の変更があっても漏れなく適正な事務の執行がなされるよう、事務処理マニュアルを作成し、工事請負契約を締結する際の流れについて明記しました。

○ 福祉部 福祉総務課（令和7年2月19日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（１） 報告漏れが指摘された事務について、課内全員で契約事務の適正な取扱いを再確認し、今後報告書等の漏れがないよう徹底しました。また、指摘のあった各事業において、受注者に対し個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について報告をするよう求め、適正化を図りました。

○ 福祉部 生活福祉課（令和7年2月19日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 収入事務において、国庫支出金について、交付通知を受けていたが調定事務を行っていなかった。 （２） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	（１） 国庫支出金の交付決定が通知され次第、調定伝票を起票することを徹底するよう、担当者をはじめ担当長ほか課内での共有を図りました。 （２） 個人情報の保護に関する法律に則り、受注者に報告漏れが無いように指示するとともに、報告確認の手順を精査し、再発防止に努めます。

○ 都市整備部 建築住宅課（令和7年2月19日監査実施）

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （１） 収入事務において、行政財産使用料について、納入通知書の送付漏れがあった。 （２） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所について、書面による受注者からの報告漏れや記載内容に誤りがあった。	（１） 行政財産目的外使用許可一覧表を元に調定伝票の起票、納入通知書の出力、許可事業者への送付及び使用料の収納状況についてリスト化し、それに基づき複数の職員が確認し、送付漏れがないよう適正に事務を執行いたします。 （２） 個人情報取扱特記事項第4条第2項に定められている「個人情報を取り扱う場所」を提出書類のチェックリストに追加し、発注者・受注者双方で履行開始前に

た。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	確認を行い、適正に事務を執行いたします。
--	----------------------

○ 土木部 下水道経営課(企業会計分)、下水道整備課(企業会計分) (令和7年3月24日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、ネーミングライツ契約金について、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例で定めている督促状を発送していなかった。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) ネーミングライツ契約金に係る督促状の未発送については、「平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例」第1条の規定により、納期限までに完納しない者があるときは、遅くとも納期限後30日以内に督促状を発しなければならないことを課内全体で再確認しました。 なお、ネーミングライツ契約金の納付が納期限より遅れてしまう要因は、パートナー企業が設定している定例の支払スケジュールと、納入通知書の到着時期が合わないことによるものでしたが、パートナー企業と調整し、支払スケジュールを見直してもらった結果、令和7年度は納期限内に納付されました。また、翌年度以降も同様に対応していきます。

b 主な指摘項目 (aの指摘事項を含む。)

- (a) 歳入
- (i) 指摘した課 9課
- (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
- (i) 指摘した課 17課
- (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り、漏れ	書類の日付の記載(時期)に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り(未更正を含む。)がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて(誤って)いる
(入札)適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
(随意契約)適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態との乖離	契約と実態に乖離がある
その他の誤り(上記以外)	上記以外の誤りがある

	主な指摘項目
歳入 18 件	調定 ・時期誤り、漏れ 3 件 納入通知書兼領収書または納付書 ・時期誤り、漏れ 9 件 ・その他の誤り 4 件 その他収入関係 ・未作成 2 件
歳出 67 件	入札執行伺 ・その他の誤り 3 件 執行伺 ・その他の誤り 1 件 契約書、請書 ・時期誤り、漏れ 1 件 納品書、完成届、実績報告書 ・実態とのかい離 56 件 ・その他の誤り 3 件 その他の支出関係 ・金額誤り、漏れ 1 件 ・実態とのかい離 1 件 ・その他の誤り 1 件

- ・財産の管理事務（備品の管理事務を除く。）については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

○ 環境部 環境施設課（令和6年5月31日監査実施）

施設名	監査結果
リサイクルプラザ	①啓発棟和室、研修室、1階ホールサッシより雨漏り ②元再生工房壁面より室内への雨漏り
粗大ごみ破碎処理場	①工場棟東側壁に亀裂、浮き ②倉庫万年塀コンクリート板に割れ

○ 学校教育部 教育研究所（令和6年5月31日監査実施）

施設名	監査結果
文化センター（教育会館）	①非常灯の点検ツマミ破損、不点灯、充電ランプ不点灯 ②貯水タンク架台の発錆による欠損穴

○ 健康・こども部 保育課（令和6年11月28日監査実施）

施設名	監査結果
夕陽ヶ丘保育園	①機械換気設備の換気量不足 ②阻集器グリストラップ発錆 ③屋根梁の発錆

○ 社会教育部 社会教育課（令和6年12月26日監査実施）

施設名	監査結果
平塚市埋蔵文化財調査事務所	①外壁にシーリング亀裂、硬化 ②コンクリート擁壁に亀裂 ③駐車場他3カ所に陥没

○ 社会教育部 博物館（令和6年12月26日監査実施）

施設名	監査結果
博物館	①事務室換気扇 換気量の不足 ②1階廊下 非常用照明不点灯 ③防火扉 順位調整器の劣化

○ 公営事業部 事業課（令和7年1月30日監査実施）

施設名	監査結果
平塚競輪場	①コンクリートのひび割れや剥離 ②モルタルの浮き等

○ 産業振興部 商業観光課（令和7年2月19日監査実施）

施設名	監査結果
紅谷町まちかど広場	【倉庫】予備電源の不点灯

○ 福祉部 福祉総務課（令和7年2月19日監査実施）

施設名	監査結果
西部福祉会館	排煙窓一部開放不良

イ 小学校・中学校・公民館の監査

（ア） 対象施設（令和6年10月31日監査実施）（令和6年9月に現地調査）

小学校 10校	金目、旭、勝原、岡崎、山下、土屋、金田、みずほ、松延、吉沢
中学校 5校	金目、山城、金旭、旭陵、土沢
公民館 7館	大原、神田、金目、旭南、金田、松原、八幡
計 22施設	

（イ） 監査結果

a 小学校、中学校

- | | |
|-------------|---------------|
| （a） 経理事務の状況 | 次のとおり処理されていた。 |
| （b） 備品の管理状況 | 次のとおり管理されていた。 |
| （c） 施設の管理状況 | 次のとおり管理されていた。 |

小学校 10 校

小学校名	監査結果
金目小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①南棟校舎 防火扉 運動エネルギー10 J 超過（既存不適格） ②北棟校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） ③北棟校舎 防火シャッター 堅穴区画にC型スラットが使われている（既存不適格） 3 備品については、348 点中 32 点を実査し、良好に管理されていた。
旭小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、352 点中 33 点を実査し、良好に管理されていた。
勝原小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①屋内運動場 渡り廊下エクspansion部に爆裂あり ②北棟校舎、南棟校舎、屋内運動場 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①木製平均台 腐朽 ②バスケットボール（パイプ） 防護マット未設置、腐食、筋交いの溶接剥がれ 3 備品については、337 点中 38 点を実査し、良好に管理されていた。
岡崎小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、269 点中 32 点を実査し、良好に管理されていた。
山下小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火扉 運動エネルギー10 J 超過（既存不適格） ②校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①ブランコ 腐食、塗装剥離、ロックチェーン・座板金具の摩耗、フック外れ防止カバーの破損 ②登り棒 塗装剥離、腐食、接合部のガタツキ 3 備品については、368 点中 38 点を実査し、良好に管理されていた。
土屋小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、153 点中 28 点を実査し、良好に管理されていた。
金田小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、297 点中 27 点を実査し、良好に管理されていた。
みずほ小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。

	【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 3 備品については、258 点中 36 点を実査し、良好に管理されていた
松延小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①高鉄棒 握り棒の腐食 3 備品については、332 点中 36 点を実査し、良好に管理されていた。
吉沢小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、266 点中 30 点を実査し、良好に管理されていた。

中学校 5校

中学校名	監査結果
金目中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 地盤の不同沈下、犬走りのクラック ②校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【屋外体育器具】 ①バスケットゴール 防護マット未設置 ②高鉄棒 控え柱のガタツキ、支柱・接合部の腐食、握り棒が回転 ③低鉄棒 支柱・接合部の腐食、握り棒が回転 ④バックネット ネットの破損、コンクリートの亀裂 3 備品については、390 点中 40 点を実査し、良好に管理されていた。
山城中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、425 点中 44 点を実査し、良好に管理されていた。
金旭中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、474 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。
旭陵中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） ②校舎 防火扉 運動エネルギー10 J 超過（既存不適格） 【屋外体育器具】 ①アルミサッカーゴール ゴールネットの破損、塗装剥離、防護マット未設置 3 備品については、478 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。
土沢中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、362 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。

b 公民館

- (a) 備品の管理状況 次のとおり管理されていた。
 (b) 施設の管理状況 次のとおり管理されていた。

公民館名	監査結果
大原公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 1階外部ポーチ 左側タイルの浮き ② 1階調理実習室、談話ロビー、風除室、和室、3階集会室 排煙窓開閉不可 ③ 3階外部階段 手すりクラック ④ 3階屋上階段 外壁クラック ⑤ 屋上 伸縮目地劣化 ⑥ 1階非常用照明 不点灯、充電ランプ不点灯 ⑦ 1階・3階防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 2 備品については、42 点中 42 点を実査し、良好に管理されていた。
神田公民館	1 備品については、49 点中 49 点を実査し、良好に管理されていた。
金目公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 1階外 地盤沈下 ② 1階・2階廊下、1階女子ロッカー室 壁クラック ③ 2階ギャラリー モルタル塗装剥離、壁クラック ④ 1階ホール図書室・実習室前非常用照明 点検紐破損 ⑤ 1階・2階非常用照明 不点灯、充電ランプ不点灯 ⑥ 2階防火扉 運動エネルギー10 J 超過（既存不適格） 2 備品については、92 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。
旭南公民館	1 備品については、99 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。
金田公民館	1 備品については、76 点中 37 点を実査し、良好に管理されていた。
松原公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 公民館 正面と裏口のアーチ破損 ② 公民館 外壁クラック ③ 公民館 2階ホール 窓ガラスの亀裂 ④ 公民館 1階事務室 漏水、照明の一部不点灯 ⑤ 公民館 2階会議室 漏水 ⑥ 公民館 2階集会室 照明の一部不点灯 ⑦ 自転車置場 塗膜の剥がれ、フェンスの破れ 2 備品については、28 点中 28 点を実査し、良好に管理されていた。
八幡公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 公民館 複数の窓・網戸の開閉不良 ② 公民館 フェンス 基礎の亀裂、破れ数か所 ③ 公民館 一部蛍光灯のちらつき ④ 自転車置場 フェンス 基礎の亀裂、破れ数か所 2 備品については、19 点中 19 点を実査し、良好に管理されていた。

(2) 行政（重点）監査（法第 199 条第 2 項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で行政（重点）監査を実施した。

ア 重点テーマ

「個人情報を取り扱う委託業務に係る契約書について」

監査における着眼点を次のように定めた。

- (ア) 委託契約書は適正に作成されていたか
 - a 令和 5 年 4 月 1 日から適用された特記事項の添付の有無
 - b 特記事項第 4 条第 2 項による報告書を受領しているか
 - c 特記事項第 5 条第 1 項による報告書を受領しているか
 - d 特記事項第 10 条第 3 項による報告書を受領しているか
 - e 特記事項第 12 条第 2 項による報告書を受領しているか
 - f 特記事項第 13 条による預り証を受領しているか
- (イ) 個人情報の取り扱わせ方は適切に運用できているか
 - a 個人情報管理状況の实地検査をしているか
 - b 個人情報の廃棄確認をしているか

イ 監査対象

令和 5 年度中に契約を締結した一般会計・特別会計・公営企業会計における委託業務のうち、受託者に個人情報を取り扱わせたと実績があり、その件数が概算計上可能なもの（平塚市契約規則第 6 条第 2 項に規定する契約書の作成を省略できる範囲の契約は除く）。

なお、当監査において「取り扱わせたと」とは、保管、運搬、封かん、編集、加工等を指し、システムや施設設備の保守等で受託者に閲覧させた状態に置いていただけの業務については、閲覧件数の記録集計が困難であることから監査の対象から除外する。

平塚市契約規則第 6 条第 2 項

（契約書の作成及びその省略）

第 6 条 契約の締結にあつては、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成し、当事者双方が記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）。第 34 条第 2 項において同じ。）の上保管するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）、見積書その他適当な文書を徴して契約書の作成を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人与契約するとき。
- (2) 1 件 50 万円を超えない随意契約をするとき。
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) せり売りに付するとき。
- (5) その他市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

ウ 監査結果

法第199条第2項の規定に基づく監査を執行し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を行った。

(ア) 監査結果

個人情報の保護は、国の法制化に先立ち一部の地方公共団体による個人情報保護条例の制定にはじまり、個人の権利利益侵害の危険性・不安感の増大等といった社会情勢を受け、国においても基本理念や主に民間事業者の義務等を定めた個人情報保護法等を制定し、国の法律と地方公共団体等の条例によりそれぞれ適正な取扱いに努めてきたところである。そうした中、近年の情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超えた利活用が活発化しており、全国的な共通ルールを法律で規定することが適当であるということから、令和3年に個人情報保護法が改正され、制度の官民の一元化が図られた。

こうした経緯を踏まえ、令和6年度の行政（重点）監査は、「個人情報を取り扱う委託業務に係る契約書について」をテーマとして、令和5年度中に契約を締結した業務委託契約のうち受託者に個人情報を取り扱わせたものを抽出し、令和5年4月1日から適用された特記事項を用いた契約書の作成状況とその運用及び受託者への個人情報の取り扱わせ方に着眼点を置いて監査を実施した。

まず、令和5年4月1日から適用された特記事項について、多くの契約で改訂後の特記事項が添付されており、担当課における契約に関する情報の収集体制と契約検査課による周知が一定程度機能していた現状が確認された。一方で、一部の契約においては担当課の確認不足等による添付漏れが見受けられた。

次に、特記事項で定めた取扱区域、従事者、消去又は廃棄等に係る報告書の受理については、委託内容から不要としている運用も一部見られたが、認識不足や誤認等により報告書を受理していない事例が散見された。

なお、必要があると認めた場合に実施する個人情報管理状況の实地検査については、ほとんどの契約において実施しておらず、また、消去又は廃棄については、特記事項において書面での報告以外に定めがないこともあり、实地確認等は行われていなかった。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

契約検査課では契約約款雛形づくりをはじめとした最新の法改正等への対応について中心的な役割を担い、様々な方法で周知を図っているところだが、周知が庁内全体に浸透しているとは言えない状況にある。担当課の確認不足や認識誤りが散見される一方、契約検査課による周知内容では担当課において適切に対応することが困難な事例もあった。

そこで、契約検査課においては、今後、法令等の改正に係る周知に当たり、契約関係の改正のポイントや必要となる作業の周知だけにとどまらず、具体的な提出書類のチェックを兼ねる報告様式を整備することや、特記事項の運用ルールや担当課の裁量範囲を明確にすること等、担当課の実務に資する改善策の検討を進めていただきたい。また、担当課においては、契約担当の職員だけでなく課全体に改正内容等が浸透するよう、研修の実施やチェック体制の強化など組織としての対応を強く要望する。

なお、個人情報の消去又は廃棄に係る確認方法については、取り扱わせる個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じ、書面報告にとどまらず現状確認を行うなどの対応が必要な事案も想定されることから、实地検査の実施等、特記事項の見直しを要望する。さらに、受注者が特記事項の内容に違反し、個人情報漏洩等が発生した場合には特記事項第16条にある損害賠償の規定を厳格に運用されたい。なお、特記事項第9条に規定する再委託については今回の監査対象とはしていないが、より適切な取扱いに努められたい。

現在、本市では多くの個人情報を委託業務で受託者に取り扱わせているところである。こうした業務を通じた個人情報の漏洩や滅失等が生じることがないように、契約検査課においては、本市の個人

情報取扱いの所管課である市民情報・相談課とも連携し、業務を発注する担当課への適切な周知・指導に努められたい。行政においては、法令等により本人の意思にかかわらず多くの個人情報を取り扱う権限を有することから、より厳格な規律と運用が求められることを職員全員が再度認識して業務に当たられるよう強く望む。

(3) 随時監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

ア 工事監査（令和 6 年 6 月 4 日技術調査、令和 6 年 10 月 25 日監査実施）

工事監査は、「地方公共団体の長等によって行われた工事が適法に合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったか。」を財務・技術両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査である。

監査に当たっては、計画、設計、施工管理、契約及び財務事務執行など全体にわたる監査を行ったが、特に技術面については「公益社団法人日本技術士会」に工事技術調査を委託し、技術士による書類審査及び工事現場の調査を実施した。

(ア) 対象工事

四之宮公民館新築工事（建築）

(イ) 対象部課

社会教育部 中央公民館
教育総務部 教育施設課
総務部 契約検査課

(ウ) 監査結果

四之宮公民館新築工事（建築）は、財務事務執行面において適正であると認められた。技術的側面においては、計画、設計、積算、契約、施工管理、検査及び維持管理の各項目とも、指導事項その他特記事項はなかった。なお、技術士による工事技術調査報告書の所見の中にある事項については、今後実施する工事の状況に応じて参考とされたい。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

ア 出資団体監査

市が出資している団体（資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人）のうち、1 団体について監査を行った。

(ア) 対象団体

公益財団法人平塚市まちづくり財団（令和 6 年 9 月 24 日監査実施）

所管課：企画政策部 資産経営課

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項（文書で公表したもの）

- ・出納その他の事務の執行について、次の記載以外については適正に行われているものと認められた。

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 総合公園受託事業における契約事務について、公益財団法人平塚市まちづくり財団が定める随契ガイドラインでは、「物品、印刷及び修繕（施設修繕を除く。）においては、発注総額5万円以下」の場合に限り見積り合わせを省略することができる」とされているが、発注総額が5万円を超えているにもかかわらず見積り合わせを省略していた。 随契ガイドライン等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 【公益財団法人平塚市まちづくり財団】 今回指摘のありました消耗品の購入等の契約事務については、適用条項の確認不足が原因であり、契約事務を行う際には、契約規程や同施行細則、随意契約ガイドラインに基づき、適正な事務を執行するよう、契約事務を課内全体で再確認し、再発防止を徹底します。 【資産経営課】 公益財団法人平塚市まちづくり財団に対し、随意契約ガイドラインに則り適切な事務処理を行うよう指導を行いました。

イ 指定管理者監査

3課4協定分、指定管理者4団体における事務執行について、令和6年10月25日に監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 平塚栗原ホーム
所管課：福祉部 福祉総務課
指定管理者：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
- b 平塚市余熱利用施設
所管課：福祉部 福祉総務課
指定管理者：ひらつか健康福祉パートナーズ
- c 平塚市聖苑
所管課：市民部 市民課
指定管理者：平塚市聖苑運営管理共同事業体
- d 平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館
所管課：社会教育部 中央図書館
指定管理者：株式会社ヴィアックス

(イ) 監査結果

- a 指摘事項（文書で公表したもの）
 - ・対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他事務及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行や財産の管理事務について、次に記載以外の施設については適正に行われているものと認められた。

【平塚市余熱利用施設】

○ 福祉部 福祉総務課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象団体（指定管理者）と十分協議した上で年度協定書に精算期限を定め、その期限により確実に処理されたい。	(1) 指定管理者と十分協議の上精算期限を定めます。また精算過程を細分化し、それぞれの期日を明確にすることで、指定管理者が確実に精算期限内に納付できるようにします。また所管課が追加支出する際も、同様に精算期限内に支払いたします。

○ 指定管理者：ひらつか健康福祉パートナーズ

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象団体（指定管理者）において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象部課と十分協議した上で年度協定書に精算期限を定め、その期限により確実に処理されたい。	(1) 所管課と十分協議の上精算期限を定めます。また精算過程を細分化し、それぞれの期日を遵守することで、確実に精算期限内に納付できるようにします。

【平塚市聖苑】

○ 市民部 市民課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行うべき基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の提出及び口座の開設がされていなかったため、適切な処理を行うよう指導されたい。 (2) 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行う第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったため、課内の確認体制の強化を図るとともに、適切な処理を行うよう指導されたい。	(1) 現在実施中の自主事業については、指定管理者に基本協定書に定められた書類の提出、並びに専用口座の開設を即時行うよう指導しました。 また、所管課においても、新たな自主事業実施の申し出があった場合には、基本協定書に定められた書類の提出を確認するなど、漏れがないよう徹底します。 (2) 第三者との再委託契約については、全契約書を改めて確認の上、委託者名称が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかった契約書の是正措置を即時行うよう指導し、是正完了後の契約書を所管課にて目視確認しました。 また、毎年度の第三者委託承認の際には、必須確認事項として明記するなど、

	適切な第三者委託契約締結に向けて確認体制を強化します。
--	-----------------------------

○ 指定管理者：平塚市聖苑運営管理共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象団体（指定管理者）において、基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の作成及び口座の開設をしていなかったため、適切な処理をされたい。 (2) 対象団体（指定管理者）において、第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったため、事務処理体制の強化を図り適切に対処されたい。	(1) 現在実施中の自主事業については、基本協定書に定められた書類の提出、並びに専用口座の開設を行い、即時に処理しました。 また、新たな自主事業を実施する際においても、事業の目的や内容について精査し、所管課と十分協議するとともに、基本協定書に基づき適切に対処してまいります。 (2) 第三者との再委託契約については、委託者名称が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかった契約書の是正措置を即時に行いました。 また、毎年度の第三者委託承認依頼の際には、契約内容について複数人による確認を徹底し、誤りのないよう適切に対処してまいります。

【平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館】

○ 社会教育部 中央図書館

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の支払期限及び精算期限を超過していたため、定められた期限により処理されたい。	(1) 支払期限については、事前に添付書類を双方で確認し、請求があった日から30日以内に支払が完了するよう、徹底します。 精算期限については、添付書類の早目の確認を徹底するとともに、適切な期限の設定について、指定管理者と協議してまいります。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項・地方公営企業法第 30 条第 2 項）

○ 令和 7 年度に実施した決算審査

ア 令和 6 年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和 7 年 7 月 25 日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

a 平塚市病院事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の令和 7 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和 6 年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

令和 6 年度の病院事業は、29 の診療科、感染症病床 6 床を含む 416 の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 114,566 人、外来で 190,308 人となっている。

(c) 総括意見

令和 6 年度の経営成績をみると、医業収益は、患者数が入院、外来ともに前年度から増加し病床利用率も上昇したことや、入院、外来ともに診療単価が上昇したことにより前年度と比較して増加している。一方、職員の増員や人事院勧告に伴う給与費の増加に加えて、薬品費や診療材料費等が物価高騰の影響を受けたことなどにより、医業費用が前年度より大幅に増加したことで、医業損益は 25 億 1,751 万余円の赤字となり、医業収支比率は 84.5%で前年度と比べて悪化した。医業外収益は、市からの他会計負担金の増額により、前年度から増加したものの、特別損益も含めた全体としては 6 億 3,920 万余円の純損失となった。欠損金は、前年度から約 6 億 4 千万円増加して 17 億 2,045 万余円となり、年度末現金・預金残高は前年度から約 17 億 6 千万円減少し、36 億 8,697 万余円となった。なお、一般会計からの長期借入金 35 億円については、当初の計画より一部前倒しして 10 億円が償還されている。

物価高騰や医師の働き方改革など、病院経営にとって大きな影響を及ぼす社会情勢の中、病院職員が一丸となって収益の要となる新たな入院患者の確保に取り組み着実な成果を上げていることや、多額の費用をかけて導入した手術支援ロボットの活用拡大を積極的に進めていることは評価するところである。こうした取組について、市民の理解を深めるため「広報ひらつか」など様々な媒体を活用し、さらなる情報発信に努めていただきたい。

保険医療機関である公立病院は、主に国が定める診療報酬によって運営されており、現状のような物価高騰や人件費増加の影響を価格に転嫁することができないことから経営努力のみで対応することが困難な状況にある。こうした構造的な課題に対しては、国における抜本的な対策が必要であることから、市民病院としても制度の見直しについて、国に対して強く働きかけていただきたい。あわせて、持続可能な病院経営のために、まずは、スタッフの適正配置や高度医療機器を積極的に活用した診療機能・診療体制の充実に取り組むとともに、地域医療機関との連携を一層強化して新たな入院患者の確保を図り、収益改善につなげていただくよう望むものである。また、より良い人材を確保するため、デジタル技術を活用した業務の効率化やタスクシフトなどにより医療従事者全体の負担軽減を図ることで、働きやすい職場環境の整備を進めることも必要であると考え。

市民病院は「市民の健康を守り、地域医療に貢献する」という理念の実現に向け、地域の中核病院として、高度・急性期医療や救命救急医療、小児・周産期医療など地域に欠くことのできない医療を担っている。今後も引き続きその役割を果たすため、令和6年2月に策定した「平塚市民病院経営強化プラン」に基づく取組を着実に進め、経営の安定化に努めていただくとともに、職員が一丸となって質の高い医療を提供することで市民から信頼され、選ばれる病院となることを望むものである。

b 平塚市下水道事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和6年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

公共下水道事業における水洗化人口は、前年度と比較して 1,079 人(0.4%)増加し、247,472 人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して 108,569 m³(0.4%)減少し、28,238,629 m³となっている。

農業集落排水事業における水洗化人口は、前年度と比較して 33 人(1.4%)減少し、2,399 人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して 3,157 m³(1.3%)減少し、238,479 m³となっている。

(c) 総括意見

令和6年度の経営成績をみると、営業収益については、下水道使用料は前年度より若干減少したものの、雨水処理に要する経費として一般会計からの繰入金が増加したことから前年度より増加している。営業費用については、昨今の物価高騰の影響や人件費の上昇などを受け前年度より大幅に増加し、この結果、当年度純利益は前年度より約2億5千万円減少して2億3,860 万余円となった。なお、純利益は減少傾向にあるものの地方公営企業法の適用以降では9年連続で黒字となっている。また、下水道の使用料で汚水処理に係る費用をどの程度賄えているかを示す経費回収率は、公共下水道事業で104.9%となった。

本市の公共下水道は、昭和39年の建設事業開始から既に60年を経過し、管渠の法定耐用年数である50年を超えた管渠延長の割合を指す管渠老朽化率は、令和6年度は9.9%となっており、今後、設備等の老朽化に伴う改築更新需要が増大していくことは明らかである。また、本市の下水道施設の整備は昭和60年頃から平成15年頃までの約20年間に集中しており、そうした施設の更新時期は一定期間に集中することが見込まれる。

そこで本市では、令和6年度においても長期的な視点で計画的な点検、調査、修繕等を行うストックマネジメント手法を活用した管路の長寿命化対策等に取り組むとともに、こうした対策には多額の費用を要することから、国の交付金や企業債等で財源を確保するほか、将来の更新費用を見据えた建設改良積立金の積立てに加え、新たに県の発行する公募債への投資も行ったところである。

前述のとおり、令和6年度の公共下水道事業の経費回収率は100%を超え、現在は受益者負担を適正に確保できているが、令和元年度の119.3%から5年間で14ポイントも低下しており、今後見込まれている使用料収入の減少や設備更新費用の増大を踏まえると、2、3年後には下水道使用料だけでは汚水処理費用が賄えなくなるのではないかと懸念する。そこで、持続可能な下水道サービスを提供していくため、将来の収支予測を見据えた適正な料金水準について、しっかりと検討・議論を進めていただくとともに、市民に対して、

下水道事業の経営状況等について、様々な機会をとらえて情報提供していただきたい。

本年1月に発生した埼玉県八潮市での道路陥没事故は記憶に新しいところであり、あのような事故が発生した場合の市民への影響は計り知れないものがある。こうした施設の老朽化に加え近年頻発する集中豪雨への対策、さらにはいつ起きてもおかしくない地震へ備えるために、収支バランスを踏まえたうえで建設改良工事の前倒しも検討する必要があるのではないかと考える。下水道事業の課題は山積しており、こうした課題に着実に取り組むためにも、「平塚市下水道事業経営戦略」に掲げた経営目標である「経営基盤の一層の強化」と「事業を担う人材の育成」に、職員一丸となって取り組んでいただくことを強く望むものである。

イ 令和6年度一般会計・特別会計決算意見について

法第233条第2項の規定に基づき、令和6年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和7年8月8日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況についても、審査した限りにおいて、適法であり、おおむね適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

a 決算状況

当初予算としては初めて1,000億円を超え、過去最大規模でスタートした令和6年度の一般会計当初予算額は1,002億5,000万円で、これに前年度からの繰越財源充当額51億9,913万余円を加え、126億1,193万余円の増額補正をした結果、最終的な予算規模は、1,180億6,106万余円となった。これに特別会計予算992億991万円を加えた総予算額は2,172億7,097万余円であった。

一方、決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入2,099億347万余円、歳出2,042億8,074万余円となり、前年度に比べ歳入は210億5,269万余円（11.1%）、歳出は204億2,141万余円（11.1%）それぞれ増加した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、56億2,272万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は47億3,823万余円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4億8,706万余円の黒字となった。

b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、過去3年間平均で0.953と前年度に比べ0.010ポイント上昇したが、平成22年度から15年連続して地方交付税（普通交付税）の交付団体となっている。公債費比率は6.6%となり、前年度に比べ0.2ポイント悪化した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は96.7%で前年度から0.3ポイント悪化し、依然として財政の硬直化した状態が続いている。

歳入を財源別に前年度と比較すると自主財源は616億9,533万円で、58億2,619万余円（10.4%）増加している。これは主に、繰越金が8億2,852万余円減少したものの、繰入金が34億8,544万余円、市税が16億3,239万余円、諸収入が15億4,799万余円増加したためである。

依存財源は496億6,737万余円で前年度に比べ68億376万円（15.9%）増加している。これは主に、地方交付税が3億148万余円減少したものの、地方債が37億8,728万余円、国庫支出金が12億28万余円、地方特例交付金が11億6,160万余円増加したためである。

これらを合わせた歳入総額は前年度に比べ126億2,995万余円(12.8%)増加し、自主財源の比率は1.2ポイント低下して55.4%となった。

歳出における経常的経費は839億8,163万余円で、前年度に比べ55億3,989万余円(7.1%)増加している。そのうち義務的経費は、扶助費が増加したことにより29億9,662万余円(6.1%)増加している。

臨時的経費は234億886万余円で、前年度に比べ65億9,883万余円(39.3%)増加している。これは主に、物件費が4億7,828万余円減少したものの、普通建設事業費が61億5,724万余円、扶助費が3億9,685万余円増加したためである。

これらを合わせた歳出総額は前年度に比べ121億3,872万余円(12.7%)の増加となった。

c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は1,123億2,845万余円で、前年度に比べ135億7,338万余円(13.7%)、歳出総額は1,083億5,625万余円で、前年度に比べ130億8,215万余円(13.7%)それぞれ増加した。実質収支については30億8,770万余円の黒字となり、単年度収支も3億4,701万余円の黒字となった。また、実質単年度収支は1億6,869万余円の赤字となった。

歳入において主体となる市税の収納率は98.0%で、前年度に比べ0.5ポイント低下し、収入未済額は2億5,228万余円(40.0%)増加して、8億8,364万余円となった。なお、不納欠損額は前年度に比べ657万余円(9.2%)減少し、6,522万余円となった。

一方、歳出予算の執行率は91.8%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇した。未執行額は97億481万余円であったが、このうち翌年度への継続費通次繰越額、繰越明許費繰越は41億7,444万余円で、前年度より10億2,468万余円(19.7%)減少した。なお、令和6年度における事故繰越しはなかった。

d 特別会計

特別会計については、5会計合計の歳入総額は975億7,502万余円で、前年度に比べ74億7,930万余円(8.3%)増加した。また、歳出総額は959億2,449万余円で、前年度に比べ73億3,925万余円(8.3%)の増加となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を上回った。実質収支は16億5,052万余円の黒字で、単年度収支も1億4,005万余円の黒字となった。

競輪事業特別会計では、第67回オールスター競輪を平塚競輪場で開催したことなどにより、実質収支は3億8,860万余円の黒字、単年度収支は5,217万余円の赤字となった。また、一般会計に5億5,000万円を繰り出した。

国民健康保険事業特別会計では、実質収支は1億225万余円の黒字で、単年度収支も9,394万余円の黒字となった。国民健康保険税の収納率は78.3%で、前年度と比べ0.1ポイント上昇したものの、収入未済額は、前年度より760万余円(0.6%)増加し、令和6年度は13億8,037万余円となった。

水産物地方卸売市場事業特別会計では、実質収支は25万円の黒字で、単年度収支は0円となった。

介護保険事業特別会計では、実質収支は6億9,181万余円の黒字で、単年度収支は2億3,596万余円の赤字となった。介護保険料の収納率は98.6%で、前年度と比べ0.3ポイント上昇し、収入未済額は、前年度より349万余円(5.5%)減少し、令和6年度は5,991万余円となった。

後期高齢者医療事業特別会計では、実質収支は4億6,759万余円の黒字で、単年度収支も3億3,425万余円の黒字となった。後期高齢者医療保険料の収納率は99.5%で、前年度と比べ0.1ポイント低下し、収入未済額は、前年度より1,030万余円(82.2%)増加し、令和6年度は2,285万余円となった。

令和6年度の一般会計から全特別会計への繰入金は、総額で63億6,220万余円となり、前年度と比較すると2億223万余円(3.3%)増加した。これは主に、介護保険事業特別会計が1億4,498万余円(4.3%)増加したためである。特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て

ることが原則であり、各会計にあっては自主・独立性を高め、それぞれの設置目的に沿ったサービスの向上と効率的な事務執行を図り、一般会計からの繰入金を極力縮減するよう努められたい。

e 総括意見

令和6年度は、コロナ禍を経て、経済面では高水準の賃上げや企業の投資意欲が高まるなど前向きな動きが見られた一方、継続するロシアのウクライナ侵攻や円安などの影響を受け、エネルギー価格をはじめとする物価高騰により市民生活や企業活動にとって厳しい状況が続いた。また、8月初旬には宮崎県日向灘を震源とする地震の発生に伴い「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表され、同月下旬には台風第10号の大雨により本市においても住宅や道路などに大きな被害が出るなど、自然災害の恐ろしさと日頃からの備えの重要性を強く意識する一年であった。

こうした状況にあった令和6年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は歳入歳出ともに増加し、単年度収支では一般会計・特別会計ともに前年度の赤字から黒字になった。また、財政構造の弾力性などをみると、経常一般財源比率、財政力指数ともに前年度より上昇したが、経常収支比率は前年度に比べ0.3ポイント悪化し、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。

歳入においては、市税が増収となったほか、市債や公共施設整備保全基金からの繰入金、民生費国庫負担金などが増加した結果、全体として前年度より増加した。市税については、個人市民税が定額減税の影響により減収となったものの、企業の業績回復や積極的な設備投資に加え、令和5年1月にまちびらきしたツインシティ大神地区において事業活動が本格稼働したことなどにより法人市民税や固定資産税が増収となった。一方で収納率は前年度と比べ0.5ポイント低下し、収入未済額は増加した。歳入の4割以上を占め自主財源の要である市税について、引き続き効果的かつ公平な収入確保に努められたい。

歳出においては、学校給食センターの完成などに伴い普通建設事業費が大幅に増加したほか、扶助費も増加した。高齢化の進展や子育て環境の整備などで扶助費の増加傾向は続くとともに、物価高騰に伴う物件費の増加、さらには公共施設等の老朽化への対応などを踏まえ、引き続き、より効果的な財政運営に努められたい。

基金については、財政調整基金現在高が令和7年3月末日では前年度より約2億6千万円増加して73億9,621万余円となったが、5月末日の現在高は、出納整理期間中の動きにより約5億1千万円減少して68億8,049万余円となった。なお、基金全体では令和7年3月末日の現在高は247億4,323万余円となっている。現在14の基金を管理しているところだが令和6年度から一括運用を開始した。これは不測の基金取崩しへの備えを基金全体で確保しながら運用できる資金を増やすことで基金の運用効率を高めることを目的としており、運用益の合計は令和5年度の326万余円に対し、令和6年度は3,518万余円となり一括運用の効果を上げている。今後も基金の設置目的を十分踏まえた上で運用可能な資金については、安全性を確保しながらこうした効果のある取組を進めることを期待するところである。また、市債現在高は前年度から約11億2千万円増加して539億523万余円となり、債務負担行為の支出予定額については、前年度から約45億6千万円減少して407億4,407万余円となった。これらの増減は主に学校給食センターが完成し運用が開始されたことによるものである。財政負担の平準化や世代間負担の公平化という観点から、市債を活用して公共施設等の老朽化対策や新たなまちづくりなどを進めることは必要と考えるが、将来世代への過大な負担にならないよう借入残高の推移に注視しながら適切な市政運営に努めていただきたい。

その他、年間を通じた監査の過程で留意を要する事項が見受けられたので、次の事項について要望する。

事務執行における指摘事項について、昨年度に引き続き言及するものであるが、過去に公表された監査結果と同様の指摘を受ける事案が散見された。特に契約事務における個人情報の取扱に係る関係書類の不備が多く、この点において発生していた。これは、担当職員の確認漏れや認識誤りとともに、組織としてのチェック体制が構築されていないことに起因するものと考えられる。今後、こうした誤りを防止するため、基礎的知識習得のための研修の強化とともに組織としてチェック

する体制を確実に構築していただくよう強く要望する。

令和6年度は、新たに策定した「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」と第8次行財政改革の第1期計画である「平塚市行財政改革計画（2024-2027）」がスタートし、将来を見据えた様々な施策を展開するとともに、新スローガン「あったかひらつか」を活用して本市の魅力発信を進めた。また、これまで整備を進めてきた学校給食センターが完成し、9月には中学校完全給食が開始された。子ども達の健やかな成長を支える学校給食の完全実施は、子どもを育む環境づくりを進める上で大きな一歩になったものと考えます。

本市においては令和6年度も10年連続の転入超過による社会増となったところだが、人口減少や少子高齢化は避けられるものではない。あわせて、気候変動による災害の激甚化・頻発化への対策や公共施設等の老朽化への対応、さらには新たなまちづくりの取組など、先送りすることができない多岐にわたる課題がある。こうした課題に対して組織横断的に全市の総力を挙げて取り組み、将来にわたり市民が安心して幸せに暮らせるまちであり続けられるよう、力を尽くしていただくことを望むものである。

（6） 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和7年8月8日に意見書を提出した。

イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.25%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25%	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	4.8%	5.0%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	19.2%	14.5%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

（注1）早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

（注2）実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

ウ 資金不足比率審査結果

病院事業会計、下水道事業会計、水産物地方卸売市場特別会計について審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準	説 明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(7) 現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計（所管：会計課）、病院事業会計（所管：市民病院）、下水道事業会計（所管：下水道経営課、下水道整備課）を行った。

ア 現金出納検査の結果

- (ア) 一般会計・特別会計
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められた。
- (ウ) 下水道事業会計
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められた。

2 住民監査請求（法第 242 条第 1 項）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

（１） 令和 6 年度住民監査請求事例

請求年月日	令和6年12月16日	件	湘南海岸公園龍城ケ丘ゾーン整備・管理運営事業におけるエントランス棟取得費に関する請求
通知年月日	令和7年2月10日	名	
請求の要旨	ア 平塚市は、2017年に龍城ケ丘ゾーン公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）を活用することを表明した。2019年5月には公募設置等指針案を策定及び公表し、その後2020年1月に認定計画提出者として共同事業体A（以下「本件事業体」という。）が選定され、2024年4月に平塚市と本件事業体の間で、仮特定公園施設等譲渡契約が締結された。 イ Park-PFIにおいて整備される公園施設は、公募対象公園施設と特定公園施設に区別される。Park-PFIを利用した場合の認定計画提出者のメリットとして、公募対象公園施設における様々な特例が挙げられる。例えば、認定計画提出者が公募対象公園施設の管理の申請を行った場合、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。）第5条第2項の要件の審査なく許可が与えられること、公募対象公園施設においては認定計画提出者のみが施設の管理を行うものとされていること、認定計画提出者の管理許可の期間が20年間になることが挙げられる。他方、この特例は特定公園施設には適用されない。 ウ 平塚市が認定した公募設置等計画（以下「本計画」という。）においてエントランス棟は特定公園施設である。仮特定公園施設等譲渡契約では、平塚市は認定計画提出者である本件事業体に対し、特定公園施設であるエントランス棟の取得費として、3億1,555万7,000円を支払うこととされている。他方、エントランス棟は1階部分の約180㎡をコンビニエンスストアにすることとされており、平塚市がエントランス棟の管理許可を本件事業体に与え、本件事業体がコンビニエンスストア事業者により1階部分を賃貸する枠組みとなっている。 エ 平塚市は本件事業体以外の事業者によりエントランス棟の管理許可を与えられない理由として、公園法第5条の7第4項の規定があるためと述べているが、これは特定公園施設には適用されないため法解釈を明らかに誤ったものである。また、本件事業体は平塚市に対し、年額240万円（月額20万円）の使用料を支払う一方で、コンビニエンスストア事業者から賃料として年額1,010万4,000円（月額84万2,000円）を得る計画となっている。そうであれば平塚市が直接コンビニエンスストア事業者により管理許可を与える方が、市の財政にとって優れていることは明らかである。このことから、平塚市が本件事業体に対しエントランス棟の管理許可を与えることは、公園法第5条第2項の要件を満たさないため違法である。 オ 平塚市が本件事業体に対してエントランス棟の管理許可を与えることについては、公園法第5条第3項が適用され、管理許可の期間は10年を超えることができない。しかし、本計画においては、平塚市が本件事業体によりエントランス棟の管理許可の期間を20年間とすることが前提とされている。本来であれば、10年が経過した段階で再度、更新の可否について		

	判断すべきであるため、事実上 20 年間の管理許可を与えていることは公園法第 5 条第 3 項に違反するものであり、違法である。 カ 本計画では、エントランス棟 1 階のコンビニエンスストアから得る賃料が収益となり、それによって公園施設等の整備費といった事業者の投資を回収する計画となっているが、この役割は公募対象公園施設のものであり、特定公園施設の役割ではない。また、平塚市の公募設置等指針においてもエントランス棟が収益を上げることは全く予定されていない。それにも関わらず特定公園施設であるエントランス棟の収益を見込んだ計画を選定したことは、公募設置等指針に適合する公募設置等計画を選定すべきことを定める公園法第 5 条の 4 第 1 項第 1 号に反するものであり、違法である。 キ 上記エからカまでで述べたとおり、エントランス棟は公募対象公園施設として設置されるべきものであり、特定公園施設として設置されるべきものではない。これは、公募対象公園施設として設置されるべきものを公募対象公園施設として設置すべきという法の規定を潜脱するものであり、違法である。 ク エントランス棟が公募対象公園施設として設置される場合には、平塚市はその建設費を負担することはないが、特定公園施設とされていることによって、本来負担しなくて良い建設費を負担することとなることから、平塚市が仮特定公園施設等譲渡契約書に基づき本件事業体にエントランス棟の取得費として 3 億 1,555 万 7,000 円を支払った場合には平塚市は同額の損害を被ることとなる。 ケ 平塚市長が認定した本計画は違法であるから、監査委員は平塚市長に対し、公金支出の差止めや本計画の見直し等、必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。
監査の結果	本件請求を棄却する。 以下、理由について述べる。 (1) 平塚市が本件事業体に対しエントランス棟の管理許可を与えることは違法であるという主張について ア 特定公園施設は公園法第 5 条の 7 第 4 項が適用されないため、本件事業体以外に管理許可を与えられないという法解釈は誤りであるという主張について 公園法第 5 条の 7 第 4 項は「計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第 5 条の 5 第 2 項の公募対象公園施設の場所（前条第 1 項の変更の認定があつたときは、同条第 3 項において準用する第 5 条の 5 第 2 項の公募対象公園施設の場所）については、第 5 条第 1 項の許可の申請をすることができない。」としている。また、公園法第 5 条の 5 第 1 項は「公園管理者は、前条第 5 項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。」としており、同条第 2 項は「公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。」としている。 本事業についてみると、公募対象公園施設の場所は「湘南海岸公園（龍城ヶ丘ゾーン）神奈川県平塚市龍城ヶ丘 45 番 1 地先」となっており、公園として開設するエリアの全てを公募対象公園施設の場所として公示している。 このことから、公募対象公園施設の場所として公示した、特定公園施設を含む公園として開設するエリアの全てについて、公園法第 5 条の 7 第 4 項の規定により、認定計画提出者である本件事業体以外の者に管理許可を与えることはできないという法解釈に誤りはない。 イ 平塚市が直接コンビニエンスストア事業者に管理許可を与える方が、市の財政にとって優れていることが明らかであるため、本件事業体へ管理許可を与えることは、公園法第 5 条第 2 項の要件を満たさないという主張について

公園管理者が公園管理者以外の者に、都市公園に公園施設を設け、又は管理することを許可できる場合として、公園法第5条第2項第1号では「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」、同項第2号では「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」としている。

この「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難」とは、国土交通省が作成した都市公園法運用指針（第7版）（以下「運用指針」という。）において「公園施設を運営するにあたり、一般的には営利行為を伴うもの、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするものが対象となるものと考えられる。」とある。また、同運用指針において「当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」の適用について、その一例に「公園管理者が自ら公園施設を設置又は管理するよりも、第三者が有する専門的なノウハウや企画力、資金力等により、当該公園施設の機能が向上する場合や、当該公園施設の管理コストが節減される場合」と示されている。さらに、維持管理業務委託や指定管理者制度による維持管理においては、平塚市に使用料としての収入が見込まれないことに加え、業務委託料や指定管理料の支出が発生する。

このことから、エントランス棟の売店（コンビニエンスストア）部分については、経営ノウハウや知識を持ち合わせていない平塚市が管理を行うことや新たな支出を伴う指定管理者制度等による管理の方法よりも、管理許可による管理とすることが適当である。そして、アで述べたとおり公園法第5条の7第4項により、本件事業体以外の者に管理許可を与えることはできない。

したがって、エントランス棟の売店（コンビニエンスストア）部分について、平塚市が本件事業体に対し管理許可を与えることは、公園法第5条第2項の要件を満たすものである。

- (2) 平塚市が本件事業体に対しエントランス棟の管理許可を事実上20年間与えることは公園法第5条第3項に違反するものであり、違法であるという主張について

公園法第5条第3項では「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。」とされており、与える許可の期間は最長10年であるが、Park-PFIの特例措置として、公園法第5条の2第2項第8号及び同条第5項により認定された公募設置等計画の有効期間を最長20年とした上で、公園法第5条の7第2項により認定計画提出者に対し、実質的に管理許可の更新を保証しているものである。

公園法第5条の7第2項は「公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき第5条第1項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えなければならない。」としており、認定公募設置等計画に基づいた公園施設であれば、公募対象公園施設及び特定公園施設のいずれにおいても、適用されるものと解される。

したがって、本計画において本件事業体に対するエントランス棟の売店（コンビニエンスストア）部分の管理許可の期間を、公募対象公園施設と同様に実質20年間とすることが前提とされていることは違法ではないと判断する。

- (3) 特定公園施設であるエントランス棟の収益を見込んだ公募設置等指針に適合しない計画を選定したことは違法であるという主張について

特定公園施設とは、公園法第5条の2第2項第5号において「公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。」とされており、収益の可否については規定されていない。

	他自治体においても、駐車場や一部施設を特定公園施設として整備し、その特定公園施設の管理許可を認定計画提出者に与え、利用料としての収益を認定計画提出者の収入としている事例も見受けられる。 本事業の公募設置等指針において、津波避難機能を備えた施設で収益を上げる記載はないが、特定公園施設である駐車場で収益を上げる記載があることを鑑みても、同じく特定公園施設である津波避難機能を備えた施設において、認定計画提出者の提案である津波避難施設の一部を活用して収益を上げる本計画について、公募設置等指針に照らし適合しないものではない。 したがって、特定公園施設であるエントランス棟の売店（コンビニエンスストア）部分の収益を見込んだ計画を選定したことは違法ではないと判断する。 (4) エントランス棟を特定公園施設とすることは、公募対象公園施設として設置されるべきものを公募対象公園施設として設置すべきという法の規定を潜脱しているものであり、違法であるという主張について エントランス棟は、平塚市が公募設置等指針において特定公園施設として整備を求めた、恒久的に必要な津波避難機能を備えた施設であり、売店（コンビニエンスストア）についてはエントランス棟の一部分を活用したもので、あくまでも津波避難機能付き展望台である。 このことから、エントランス棟は公募対象公園施設にあらず、特定公園施設としていることは公園法の規定を潜脱するものではなく、違法ではないと判断する。 以上のことから、平塚市長が認定した本計画は違法ではなく、本件事業体へ支払うこととなるエントランス棟取得費は平塚市が被る損害とならないことから、請求人の主張に理由がないものと認め、求める措置を講ずる必要はない。
--	---

(2) 年度別請求件数等(過去5年間)

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
令和2	3	—	2	3	—
令和3	1	—	—	1	—
令和4	—	—	—	—	—
令和5	—	—	—	—	—
令和6	2	—	1	1	—

(注) 1件の請求の中で複数の主張がされた場合において、主張内容により処理結果が異なるときは、それぞれの処理結果を計上するため、請求件数と処理結果の計が一致しないことがある。

(3) 請求事案及び処理結果(過去5年間)

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
令和2.11.5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における委託料に関する請求	令和2.12.21	一部却下 一部棄却
令和2.11.5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報酬に関する請求	令和2.12.21	(受理後) 却下
令和2.11.5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報償費に関する請求	令和2.12.21	一部却下 一部棄却
令和3.6.4	平塚市議会議員に対する措置請求	令和3.6.30	却下
令和6.7.22	平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の委員報酬の支払いに関する請求	令和6.8.9	却下
令和6.12.16	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業におけるエントランス棟取得費に関する請求	令和7.2.10	棄却

3 監査の体制

(1) 監査委員（4人）（令和7年10月1日現在）

- 識見監査委員
代表監査委員（常勤）市 川 喜久江（令和3年12月20日就任）
監査委員 城 田 孝 子（令和4年12月1日就任）
- 議選監査委員
監査委員 出 村 光（令和7年5月16日就任）
監査委員 上 野 仁 志（令和7年5月16日就任）

(2) 監査委員事務局（9人）（令和7年10月1日現在）※育児休業職員含む。

事務局長

|

(監査担当) － 局長代理（担当長） － 主管（1） － 主査（6）